【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成23年11月28日

【四半期会計期間】 第148期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9

月30日)

【会社名】 株式会社鳥取銀行

【英訳名】 THE TOTTORI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 宮 崎 正 彦

【本店の所在の場所】 鳥取県鳥取市永楽温泉町171番地

【電話番号】 鳥取 (0857)22 - 8181

【事務連絡者氏名】 執行役員経営統括部長 山 上 恵 吾

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田司町二丁目2番12号 神田司町ビル5階

株式会社鳥取銀行 東京事務所

東京 (03)5295 - 8111

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 前 田 剛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結会計 期間	平成22年度 中間連結会計 期間	平成23年度 中間連結会計 期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	10,483	9,246	8,766	20,101	18,546
連結経常利益	百万円	1,953	1,138	614	2,646	2,320
連結中間純利益	百万円	1,036	714	324		
連結当期純利益	百万円				1,458	1,395
連結中間包括利益	百万円		273	65		
連結包括利益	百万円					411
連結純資産額	百万円	32,839	33,815	33,284	33,780	33,712
連結総資産額	百万円	834,513	844,917	886,205	851,349	863,784
1株当たり純資産額	円	344.21	354.46	351.76	354.09	353.38
1 株当たり中間純利益 金額	円	10.88	7.50	3.42		
1株当たり当期純利益 金額	円				15.32	14.66
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	8.94	6.16	2.81		
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円				12.58	12.04
自己資本比率	%	3.9	3.9	3.7	3.9	3.8
連結自己資本比率 (国内基準)	%	12.11	12.77	12.89	12.58	13.10
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,285	1,237	37,811	8,065	10,636
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	11,348	20,772	47,717	5,192	4,955
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	242	239	7,250	482	479
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	32,949	16,393	36,598	38,643	53,755
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	739 (207)	741 (197)	744 (200)	723 (211)	722 (197)

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 - 5 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
 - 6 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第146期中	第147期中	第148期中	第146期	第147期
決算年月		平成21年 9 月	平成22年 9 月	平成23年 9 月	平成22年3月	平成23年 3 月
経常収益	百万円	10,308	9,072	8,599	19,740	18,199
経常利益	百万円	1,974	1,106	587	2,626	2,256
中間純利益	百万円	1,058	689	309		
当期純利益	百万円				1,451	1,350
資本金	百万円	9,061	9,061	9,061	9,061	9,061
発行済株式総数	千株	96,199	96,199	96,199	96,199	96,199
純資産額	百万円	32,586	33,501	32,930	33,494	33,376
総資産額	百万円	833,960	844,364	885,594	850,768	863,207
預金残高	百万円	760,190	771,317	822,085	777,340	794,751
貸出金残高	百万円	605,838	621,965	623,929	624,519	630,268
有価証券残高	百万円	154,799	169,244	188,909	150,172	142,670
1株当たり中間純利益 金額	円	11.11	7.23	3.26		
1株当たり当期純利益 金額	円				15.24	14.18
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	9.13	5.94	2.68		
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円				12.52	11.65
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	3.9	3.9	3.7	3.9	3.8
単体自己資本比率 (国内基準)	%	12.15	12.81	12.92	12.61	13.13
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	696 (145)	698 (147)	696 (139)	680 (151)	679 (147)

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
 - 4 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、本年3月に発生した東日本大震災によって、回復基調にあった生産活動や個人消費が期初より急激な落ち込みを余儀なくされました。その後、予想を上回る速度でサプライチェーンが復旧したことや復興需要に対する期待感から、生産活動は震災前の水準に向かって持ち直しつつありましたが、海外諸国の景気減速に加え、ギリシャ危機に端を発した欧州の金融財政不安に対する抜本策が打ち出せないことから、為替相場は歴史的な円高水準が長期化するとの見方が強まっており、企業が生産拠点や部品調達の海外移転を進めるなど、国内産業の空洞化懸念が高まる状況となっております。

鳥取県経済を見ますと、他地域と比較して震災の影響も少なく、住宅着工も底堅い動きとなっていましたが、前年度に続き公共工事が大幅に減少しており、公共工事に依存する建設・土木業種割合が高い県内経済にとって大きな下押し圧力となっております。また、震災以降、リスク分散の観点から県内に新たに進出してくる企業が増加した一方で、大手メーカーの合併により県内の事業拠点を大幅に縮小する動きがあることから、生産活動や雇用情勢は先行きの不透明感が拭えない状況が続いております。

そのような環境の下、当行グループは役職員一体となって業績の進展と内容の充実に努めました結果、 当第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日~平成23年9月30日)の業績は以下のとおりとなりました。

連結ベースの経常収益は、市場金利の低迷に伴う資金運用収益の減少等により前年同期比4億80百万円減少し、87億66百万円となりました。また、経常費用は、貸倒引当金の積み増し等によるその他経常費用の増加等により前年同期比43百万円増加し、81億51百万円となりました。以上の結果、経常利益は前年同期比5億24百万円減少し、6億14百万円、中間純利益は3億90百万円減少し、3億24百万円となりました。

連結ベースの資産・負債につきましては、貸出金は、事業性貸出が増加した反面、公共向け貸出が減少した結果、前連結会計年度比63億31百万円減少し、6,237億14百万円となりました。また有価証券は、地方債や社債が増加した結果、前連結会計年度比462億47百万円増加し、1,890億7百万円となりました。預金は、公金等の増加により、前連結会計年度比273億74百万円増加し、8,220億42百万円となりました。

セグメント状況は次のとおりであります。

(銀行事業)

経常収益は86億6百万円、セグメント利益(経常利益)は5億99百万円となりました。

(カード事業)

ショッピングとキャッシング事業を中心とした業務による経常収益は 1 億77百万円、セグメント利益 (経常利益)は15百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、同期間中171億57百万円減少し365億98百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により378億11百万円となり、前年同期比390億48百万円獲得が増加いたしました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が、有価証券の売却・償還による収入を上回ったこと等から 477億17百万円となり、前年同期比269億45百万円支出が増加いたしました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、新株予約権付社債の償還等により 72億50百万円となり、前年同期比70億11百万円支出が増加いたしました。

国内・国際業務部門別収支

当行グループは海外拠点を有しないため、国内・海外別収支等にかえて、国内取引を「国内業務部門」「国際業務部門」に区分して記載しております。

当第2四半期連結累計期間における国内業務部門については、資金運用収支は前年同期比2億34百万円の減少、役務取引等収支は同34百万円の減少、その他業務収支は同2億53百万円の増加となりました。

国際業務部門については、資金運用収支は前年同期間比48百万円の減少となりました。

15 #5	#8 84	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
次人字四四十	前第2四半期連結累計期間	5,835	70		5,905
資金運用収支 	当第2四半期連結累計期間	5,601	22		5,624
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	6,824	125	33	6,917
プロ貝亚連用収皿	当第2四半期連結累計期間	6,535	48	24	6,560
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	989	55	33	1,011
プラ貝並嗣建員用	当第2四半期連結累計期間	934	26	24	936
公教取引学顺士	前第2四半期連結累計期間	570	9		580
役務取引等収支	当第2四半期連結累計期間	536	8		545
うち役務取引等	前第2四半期連結累計期間	1,249	14		1,264
収益	当第2四半期連結累計期間	1,194	14		1,209
うち役務取引等	前第2四半期連結累計期間	678	5		684
費用	当第2四半期連結累計期間	657	5		663
スの仏光教団士	前第2四半期連結累計期間	497	18		516
その他業務収支	当第2四半期連結累計期間	750	12		763
うちその他業務	前第2四半期連結累計期間	847	18		866
収益	当第2四半期連結累計期間	805	12		817
うちその他業務	前第2四半期連結累計期間	349			349
費用	当第2四半期連結累計期間	54			54

⁽注) 1 国内業務部門は国内店及び国内子会社の円貨建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただ し、円貨建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

² 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間中の国内業務部門の役務取引等収益は、為替業務手数料の減少等により 前年同期比55百万円の減少となりました。また、役務取引等費用は同21百万円の減少となりました。 国際業部門の役務取引等収益及び役務取引等費用は、前年同期並みで推移いたしました。

種類	#0 01	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
/生 火貝	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
公20021年 □21	前第2四半期連結累計期間	1,249	14		1,264
役務取引等収益 	当第2四半期連結累計期間	1,194	14		1,209
うち預金・貸出	前第2四半期連結累計期間	209			209
業務	当第2四半期連結累計期間	205			205
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	333	14		348
プロ州自未物	当第2四半期連結累計期間	320	14		334
うた証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	95			95
うち証券関連業務	当第2四半期連結累計期間	110			110
5 + /LTET# 75	前第2四半期連結累計期間	160			160
うち代理業務	当第2四半期連結累計期間	151			151
うち保護預り・	前第2四半期連結累計期間	9			9
貸金庫業務	当第2四半期連結累計期間	9			9
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	34	0		34
プラ 体証条例	当第2四半期連結累計期間	30	0		30
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	678	5		684
	当第2四半期連結累計期間	657	5		663
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	82	5		88
ノワ何日未仂	当第2四半期連結累計期間	81	5		87

⁽注) 1 当行グループ(当社及び連結子会社、持分法適用会社)は、海外拠点等を有しないため、国内・海外別にかえて、 国内取引を「国内業務部門」・「国際業務部門」に区分して記載しております。

^{2 「}国内業務部門」は国内店及び国内子会社の円貨建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。

³ 相殺消去の金額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の金額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

1壬 半五	#8.01	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
西今今台	前第2四半期連結会計期間	769,936	1,332		771,269
預金合計 	当第2四半期連結会計期間	820,903	1,138		822,042
こ 大 汝 動 州 頚 今	前第2四半期連結会計期間	289,816			289,816
うち流動性預金	当第2四半期連結会計期間	296,700			296,700
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	473,885			473,885
	当第2四半期連結会計期間	517,194			517,194
シナスの仏	前第2四半期連結会計期間	6,234	1,332		7,567
うちその他	当第2四半期連結会計期間	7,008	1,138		8,147
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	50			50
	当第2四半期連結会計期間	1,800			1,800
W △ ± 1	前第2四半期連結会計期間	769,986	1,332		771,319
総合計	当第2四半期連結会計期間	822,703	1,138		823,842

- (注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 - 2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 - 3 「国内業務部門」は国内店及び国内子会社の円建建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。
 - 4 相殺消去の金額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の金額であります。

国内・海外別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)

₩1₹ DI	前第2四半期連結	i会計期間	当第2四半期連結	会計期間
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	621,782	100.00	623,714	100.00
製造業	71,194	11.45	71,862	11.52
農業,林業	1,128	0.18	1,142	0.18
漁業	258	0.04	318	0.05
鉱業,採石業,砂利採取業	81	0.01	84	0.01
建設業	19,741	3.18	21,793	3.50
電気・ガス・熱供給・水道業	12,141	1.95	12,110	1.94
情報通信業	3,697	0.59	3,996	0.64
運輸業,郵便業	10,637	1.71	10,494	1.68
卸売業,小売業	54,341	8.74	53,595	8.59
金融業,保険業	31,020	4.99	30,521	4.90
不動産業,物品賃貸業	94,336	15.17	97,936	15.70
その他サービス業	60,916	9.80	57,342	9.20
地方公共団体	119,477	19.22	119,557	19.17
その他	142,809	22.97	142,956	22.92
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	621,782		623,714	

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。
 - 2 当行及び子会社は海外に拠点等を有しないため、「海外」は該当ありません。

外国政府等向け債権残高(国別) 該当事項ありません。

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)- (A)
業務粗利益	6,915	6,854	61
経費(除く臨時処理分)	5,316	5,408	92
人件費	2,490	2,468	22
物件費	2,531	2,634	103
税金	294	304	10
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,598	1,446	152
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,598	1,446	152
一般貸倒引当金繰入額	89	133	44
業務純益	1,687	1,579	108
うち債券関係損益	809	750	59
臨時損益	580	991	411
株式等関係損益	118	107	11
不良債権処理額	486	919	433
貸出金償却	59	60	1
個別貸倒引当金繰入額	426	858	432
償却債権取立益		18	
その他臨時損益	24	16	8
経常利益	1,106	587	519
特別損益	14	9	23
うち固定資産処分損益	4	6	2
税引前中間純利益	1,121	578	543
法人税、住民税及び事業税	206	440	234
法人税等調整額	225	172	397
法人税等合計	432	268	164
中間純利益	689	309	380

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+その他業務収支
 - 2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
 - 3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 - 4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見 合費用及び退職給付費用のうち臨時の費用処理分等を加えたものであります。
 - 5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 国債等債券売却損 国債等債券償還損 国債等債券 償却
 - 6 株式等関係損益 = 株式等売却益 株式等売却損 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回	1.65	1.52	0.13
(イ)貸出金利回	1.93	1.83	0.10
(口)有価証券利回	0.78	0.69	0.09
(2) 資金調達原価	1.54	1.49	0.05
(イ)預金等利回	0.17	0.13	0.04
(口)外部負債利回	2.80	1.91	0.89
(3) 総資金利鞘 -	0.11	0.03	0.08

- (注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。
 - 2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	7.95	6.93	1.02
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	7.95	6.93	1.02
業務純益ベース	8.39	7.57	0.82
中間純利益ベース	3.42	1.48	1.94

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(末残)	771,317	822,085	50,768
預金(平残)	787,262	818,422	31,160
貸出金(末残)	621,965	623,929	1,964
貸出金(平残)	615,184	618,766	3,582

(2) 個人・法人別預金残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)- (A)
個人	569,725	583,427	13,702
法人	136,745	139,928	3,183
合計	706,470	723,355	16,885

(注)譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	195,655	198,043	2,388
うち住宅ローン残高	175,899	177,995	2,096
うちその他ローン残高	19,755	20,047	292

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高		百万円	374,812	379,182	4,370
総貸出金残高		百万円	621,965	623,929	1,964
中小企業等貸出金比率	/	%	60.26	60.77	0.51
中小企業等貸出先件数		件	45,538	44,332	1,206
総貸出先件数		件	45,709	44,512	1,197
中小企業等貸出先件数比率	/	%	99.62	99.59	0.03

⁽注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会	会計期間	当中間会計期間		
个里 天只	口数(件)	金額(百万円) 口数(件) 金額		金額(百万円)	
手形引受					
信用状	29	170	37	213	
保証	1,054	6,230	932	5,129	
計	1,083	6,400	969	5,343	

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の 状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

话口		平成22年 9 月30日	平成23年 9 月30日
	項目	金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金	9,061	9,061
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	6,452	6,452
	利益剰余金	23,534	24,067
	自己株式()	380	507
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	237	235
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
基本的項目	新株予約権		
(Tier 1)	連結子法人等の少数株主持分	74	80
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	1,161	993
	繰延税金資産の控除前の [基本的項目] 計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	it (A	37,342	37,925
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注 1)		

	7.5.0		平成22年 9 月30日	平成23年 9 月30日
	項目	金額(百万円)	金額(百万円)	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 の45%相当額		752	749
	一般貸倒引当金		2,591	2,613
建字的语口	負債性資本調達手段等		13,000	13,000
補完的項目 (Tier 2)	うち永久劣後債務(注2)			
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) 計		13,000	13,000
			16,343	16,363
	うち自己資本への算入額	(B)	16,343	16,363
控除項目	控除項目(注4)	(C)	711	369
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	52,974	53,918
	資産(オン・バランス)項目		382,135	388,684
	オフ・バランス取引等項目		7,103	5,570
リスク・	信用リスク・アセットの額	(E)	389,238	394,254
アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	25,377	23,887
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	2,030	1,910
	計(E)+(F)	(H)	414,616	418,141
連結自己資本比率(国内基準) = D / H x 100(%)		12.77	12.89	
(参考) Tier 1	七率 = A / H × 100(%)		9.00	9.06

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3 告示第29条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

	項目		平成22年 9 月30日	平成23年 9 月30日
	共口		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		9,061	9,061
	うち非累積的永久優先株			
	新株式申込証拠金			
	資本準備金		6,452	6,452
	その他資本剰余金			
	利益準備金		2,628	2,628
	その他利益剰余金		20,667	21,166
	その他			
	自己株式()		379	507
	自己株式申込証拠金			
 基本的項目	社外流出予定額()		237	235
(Tier 1)	その他有価証券の評価差損()			
	新株予約権			
	営業権相当額()			
	のれん相当額()			
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()			
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		1,161	993
	繰延税金資産の控除前の [基本的項目]計 (上記各項目の合計額)			
	繰延税金資産の控除金額()			
	計	(A)	37,030	37,572
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			

	TG C		平成22年 9 月30日	平成23年 9 月30日
	項目			金額(百万円)
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		752	749
	一般貸倒引当金		2,586	2,607
***	負債性資本調達手段等		13,000	13,000
補完的項目 (Tier 2)	うち永久劣後債務(注2)			
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) 計 うち自己資本への算入額 (B		13,000	13,000
			16,338	16,357
			16,338	16,357
控除項目	控除項目(注4)	(C)	357	
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	53,012	53,930
	資産(オン・バランス)項目		381,699	388,163
	オフ・バランス取引等項目		7,103	5,570
リスク・	信用リスク・アセットの額	(E)	388,802	393,734
フスァ アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8 %)	(F)	25,007	23,543
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	2,000	1,883
	計(E)+(F)	(H)	413,809	417,277
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		12.81	12.92	
(参考) Tier 1	七率 = A / H × 100(%)		8.94	9.00

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3 告示第41条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成22年 9 月30日	平成23年 9 月30日	
関惟の区ガ	金額(百万円)	金額(百万円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,145	5,738	
危険債権	10,745	10,980	
要管理債権	574	1,129	
正常債権	624,671	623,071	

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	280,800,000
第一種優先株式	20,000,000
第二種優先株式	20,000,000
計	320,800,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	96,199,386	96,199,386	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	96,199,386	96,199,386		

(2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日~ 平成23年9月30日		96,199		9,061,837		6,452,565

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,015	8.33
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	3,704	3.85
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	3,426	3.56
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	3,122	3.24
鳥取銀行従業員持株会	鳥取県鳥取市永楽温泉町171	2,412	2.50
三井生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-11)	1,681	1.74
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2丁目4-3	1,247	1.29
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,178	1.22
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	1,097	1.14
三信株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目6-1	1,039	1.08
計		26,921	27.98

- (注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 8,015千株
 - 2 上記の第一生命保険株式会社所有株式には、特別勘定年金口が6千株含まれております。
 - 3 上記のほか、自己株式が1,805千株あります。
 - 4 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、株式会社三菱東京UFJ銀行他2社を共同保有者として、平成23年8月8日現在の保有株式数を記載した同年8月15日付大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出されておりますが、当行として平成23年9月30日現在における実質保有株式数が確認できておりませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	3,704	3.85
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,493	1.55
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	135	0.14
計		5,332	5.54

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数	!(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式				
議決権制限株式(自己株式等)				
議決権制限株式(その他)				
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	1,805,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 9	93,492,000	93,492	
単元未満株式	普通株式	902,386		自己株式 580株含む
発行済株式総数		96,199,386		
総株主の議決権			93,492	

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社鳥取銀行	鳥取県鳥取市永楽温泉町 171番地	1,805,000		1,805,000	1.87
計		1,805,000		1,805,000	1.87

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

- (1) 新任役員該当事項はありません。
- (2) 退任役員該当事項はありません。
- (3) 役職の異動 該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)の中間財務諸表について、太陽ASG有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】 (1)【中間連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	53,755	36,598
買入金銭債権	111	88
有価証券	1, 7, 14 142,760	1, 7, 14
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8	2, 3, 4, 5, 6, 8
外国為替	571	397
劣後受益権	11,147	11,006
その他資産	₇ 4,711	4,322
有形固定資産	9, 10, 11	9, 10, 11 12,130
無形固定資産	408	359
繰延税金資産	10,889	11,321
支払承諾見返	5,744	5,343
貸倒引当金	7,830	8,008
投資損失引当金	56	75
資産の部合計	863,784	886,205
負債の部		
預金	794,668	822,042
譲渡性預金	-	1,800
コールマネー及び売渡手形	351	58
借用金	4,804	7, 12 4,867
外国為替	1	-, 12
社債	10,000	10,000
新株予約権付社債	13, 15 6,888	-
その他負債	4,421	5,617
賞与引当金	488	450
退職給付引当金	1,698	1,698
偶発損失引当金	109	152
睡眠預金払戻損失引当金	34	34
販売促進引当金	13	8
再評価に係る繰延税金負債	9 846	9 846
支払承諾	5,744	5,343
負債の部合計	830,071	852,920
純資産の部		
資本金	9,061	9,061
資本剰余金	6,452	6,452
利益剰余金	23,981	24,067
自己株式	382	507
株主資本合計	39,112	39,074
その他有価証券評価差額金	6,296	6,689
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	819	9 819
その他の包括利益累計額合計	5,477	5,870
少数株主持分	78	80
純資産の部合計	33,712	33,284
負債及び純資産の部合計	863,784	886,205

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	9,246	8,766
資金運用収益	6,917	6,560
(うち貸出金利息)	6,030	5,747
(うち有価証券利息配当金)	690	660
役務取引等収益	1,264	1,209
その他業務収益	866	817
その他経常収益	198	180
経常費用	8,108	8,151
資金調達費用	1,011	936
(うち預金利息)	701	564
役務取引等費用	684	663
その他業務費用	349	54
営業経費	5,368	5,461
その他経常費用	2 694	1,036
経常利益	1,138	614
特別利益	33	-
償却債権取立益	26	-
その他の特別利益	4 7	-
特別損失	19	9
固定資産処分損	4	6
その他の特別損失	5 14	5 3
税金等調整前中間純利益	1,152	605
法人税、住民税及び事業税	210	443
法人税等調整額	225	165
法人税等合計	436	277
少数株主損益調整前中間純利益	716	327
少数株主利益	1	2
中間純利益	714	324

2

【中間連結包括利益計算書】

少数株主に係る中間包括利益

(単位:百万円) 当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 少数株主損益調整前中間純利益 716 327 その他の包括利益 392 442 その他有価証券評価差額金 442 392 繰延ヘッジ損益 0 0 0 持分法適用会社に対する持分相当額 0 中間包括利益 273 65 親会社株主に係る中間包括利益 271 67

1

(単位:百万円)

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 株主資本 資本金 当期首残高 9,061 9,061 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 9,061 9,061 資本剰余金 当期首残高 6,452 6,452 当中間期変動額 当中間期変動額合計 -6,452 当中間期末残高 6,452 利益剰余金 当期首残高 23,057 23,981 当中間期変動額 剰余金の配当 237 237 中間純利益 714 324 自己株式の処分 0 当中間期変動額合計 476 86 当中間期末残高 23,534 24,067 自己株式 当期首残高 379 382 当中間期変動額 自己株式の取得 125 0 自己株式の処分 当中間期変動額合計 1 125 当中間期末残高 380 507 株主資本合計 当期首残高 38,192 39,112 当中間期変動額 剰余金の配当 237 237 中間純利益 714 324 125 自己株式の取得 1 自己株式の処分 0 当中間期変動額合計 475 38 当中間期末残高 38,667 39,074

EDINET提出書類 株式会社 鳥取銀行(E03582)

四半期報告書

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5,307	6,296
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	442	392
当中間期変動額合計	442	392
当中間期末残高	5,749	6,689
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
土地再評価差額金		
当期首残高	822	819
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	<u>-</u>	-
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	822	819
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,483	5,477
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	442	392
当中間期変動額合計	442	392
当中間期末残高	4,926	5,870
少数株主持分		
当期首残高	72	78
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純 額)	1	2
当中間期変動額合計	1	2
当中間期末残高	74	80
純資産合計		
当期首残高	33,780	33,712
当中間期変動額		
剰余金の配当	237	237
中間純利益	714	324
自己株式の取得	1	125
自己株式の処分	-	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純 額)	440	390
当中間期変動額合計	34	428
当中間期末残高	33,815	33,284

(単位:百万円)

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前中間純利益 1,152 605 265 307 減価償却費 貸倒引当金の増減() 206 178 持分法による投資損益(は益) 14 8 投資損失引当金の増減額(は減少) 7 19 賞与引当金の増減額(は減少) 47 37 退職給付引当金の増減額(は減少) 8 0 睡眠預金払戻損失引当金の増減() 21 0 偶発損失引当金の増減() 10 43 資金運用収益 6,917 6,560 資金調達費用 1,011 936 有価証券関係損益(300 53 為替差損益(は益) 1 0 固定資産処分損益(は益) 4 6 貸出金の純増()減 2,580 6,331 預金の純増減() 6,007 29,173 コールローン等の純増()減 25 23 コールマネー等の純増減() 653 229 外国為替(資産)の純増()減 139 173 外国為替(負債)の純増減() 1 1 資金運用による収入 6,880 6,483 資金調達による支出 1,241 925 その他 38 1,264 小計 934 37,730 法人税等の支払額 302 29 法人税等の還付額 109 営業活動によるキャッシュ・フロー 1,237 37,811 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 62.938 134 819 有価証券の売却による収入 31,450 85,863 有価証券の償還による収入 11,372 2,111 有形固定資産の取得による支出 475 847 その他の資産の取得による支出 181 25 投資活動によるキャッシュ・フロー 20,772 47,717 財務活動によるキャッシュ・フロー 劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還に 6,888 よる支出 自己株式の取得による支出 1 125 自己株式の売却による収入 0 237 237 配当金の支払額 財務活動によるキャッシュ・フロー 239 7,250 現金及び現金同等物に係る換算差額 1 22,250 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 17,157 現金及び現金同等物の期首残高 38,643 53,755 16,393 36,598 現金及び現金同等物の中間期末残高

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(1) 連結子会社 2 社

会社名

鳥銀ビジネスサービス株式会社 株式会社とりぎんカードサービス

(2) 非連結子会社 1社

会社名

とっとり産業育成投資事業有限責任組合1号

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 3社

会社名

とりぎんリース株式会社 とっとりキャピタル株式会社 株式会社バンク・コンピュータ・サービス

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

とっとり産業育成投資事業有限責任組合1号

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年~50年

その他 2年~20年

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,435百万円(前連結会計年度末は6,171百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去 勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻損失に備えるため、過去実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(11)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度の導入により、将来発生する負担金の支払に備えるため、必要額を計上しております。

(12)販売促進引当金の計上基準

子会社のクレジットカード事業において、ポイント利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、 今後利用されると見込まれるポイントに対して、販売促進引当金を計上しております。

(13)利息返還損失引当金の計上基準

子会社のクレジットカード事業において、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した利息返還損失引当金を計上しております。

なお、当該引当金の計上による影響は軽微であり、金額的重要性に乏しいため、「その他負債」に含めて表示しております。

(14)外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債は該当ありません。

(15)リース取引の処理方法

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(16)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(口)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外 貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25号,以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社はヘッジ取引を行っておりません。

(17)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

(18)消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税の会計処理は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

EDINET提出書類 株式会社 鳥取銀行(E03582)

四半期報告書

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間の「償却債権取立益」及び「投資損失引当金戻入益」については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

- 1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 361百万円及び出資金101百万円を含んでおります。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,851百万円、延滞 債権額は13,026百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は213百万円 であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの であります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は539百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,631百万円で あります。

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金 控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,983百万円であります。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

- 1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 369百万円及び出資金87百万円を含んでおります。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,370百万円、延滞 債権額は14,336百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は515百万円 であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支 払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸 出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもので あります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は651百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、 延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないもの であります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,873百万円で あります。

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金 控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,785百万円であります。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

有価証券

21,393百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,633百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券24,692百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は348百万円であり ます.

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、196,712百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが196,712百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土 地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該 事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差 額 3,815百万円

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

7 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産

有価証券 17,804百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,339百万円 借用金 1,760百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券25,802百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は346百万円であります。

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は190,291百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが190,291百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土 地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と 当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額と の差額 3,985百万円

前連結会計年度
(平成23年3月31日)

- 10 有形固定資産の減価償却累計額 8,502百万円
- 11 有形固定資産の圧縮記帳額 3,041百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)
- 12 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000 百万円が含まれております。
- 13 社債及び新株予約権付社債は、いずれも劣後特約 付社債であります。
- 14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商 品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債 務の額は10,280百万円であります。
- 15 新株予約権付社債は、120%コールオプション条項 付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後 特約及び転換価格下方修正条項付)6,888百万円であ ります。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

- 10 有形固定資産の減価償却累計額 8,548百万円
- 11 有形固定資産の圧縮記帳額 3,040百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)
- 12 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000 百万円が含まれております。
- 13 社債は、劣後特約付社債であります。
- 14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商 品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債 務の額は10,753百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

- 2 その他経常費用には、貸出金償却76百万円、貸倒引 当金繰入額343百万円及び株式等償却128百万円を含 んでおります。
- 3 営業経費には、雑費1,430百万円、給料手当2,195百万円、土地建物及び機械賃借料363百万円、退職給付費用162百万円、預金保険料319百万円、社会保険料302百万円が含まれております。
- 4 その他の特別利益は、投資損失引当金戻入益7百万円であります。
- 5 その他の特別損失は、過年度分資産除去債務の費 用処理9百万円及び減損損失5百万円であります。

- 1 その他経常収益には、償却債権取立益18百万円及び販売促進引当金戻入益5百万円を含んでおります。
- 2 その他経常費用には、貸出金償却74百万円、貸倒引 当金繰入額714百万円及び株式等償却107百万円を含 んでおります。
- 3 営業経費には、雑費1,443百万円、給料手当2,065百万円、土地建物及び機械賃借料369百万円、退職給付費用279百万円、預金保険料328百万円、社会保険料306百万円が含まれております。
- 5 その他の特別損失は、減損損失3百万円であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	96,199			96,199
合計	96,199			96,199
自己株式				
普通株式	1,002	7		1,009
合計	1,002	7		1,009

⁽注) 普通株式の自己株式の株式数の増加7千株は、単元未満株式の買取による増加7千株であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	237	2.5	平成22年3月31日	平成22年 6 月24日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月15日 取締役会	普通株式	237	利益剰余金	2.5	平成22年 9 月30日	平成22年12月9日

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	96,199			96,199
合計	96,199			96,199
自己株式				
普通株式	1,020	788	0	1,808
合計	1,020	788	0	1,808

⁽注) 普通株式の自己株式の株式数の増加788千株は、自己株式の取得による増加785千株及び単元未満株式の買取による増加3千株であります。同じく減少の0千株は、単元未満株式の売渡による減少0千株であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	237	2.5	平成23年3月31日	平成23年 6 月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	235	利益剰余金	2.5	平成23年 9 月30日	平成23年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)		当中間連結会計 (自 平成23年 4 月 至 平成23年 9 月	1日
1 現金及び現金同等物の中間期	末残高と中間連結貸	1 現金及び現金同等物の中間	期末残高と中間連結貸
借対照表に掲記されている科目	借対照表に掲記されている科目の金額との関係		目の金額との関係
	(単位:百万円)		(単位:百万円)
平成22年9月30日現在		平成23年 9 月30日現在	
現金預け金勘定	16,393	現金預け金勘定	36,598
現金及び現金同等物	16,393	現金及び現金同等物	36,598

(リース取引関係)

- 1 ファイナンス・リース取引
 - (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として、電子機器及び車両であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として、電子機器及び車両であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	426	325		101
無形固定資産				
合計	426	325		101

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

				(千四・ロ/ハコ/
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	382	321		60
無形固定資産				
合計	382	321		60

未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

		(ギロ・ロカロ)
	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9 月30日)
1 年内	82	62
1 年超	29	5
合計	111	67

リース資産減損勘定期末残高 前連結会計年度(平成23年3月31日) 該当ありません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日) 該当ありません。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

		(半位,日 <u>刀口)</u>
	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	50	46
リース資産減損勘定の取崩額		
減価償却費相当額	44	40
支払利息相当額	4	2
減損損失		

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

該当ありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	53,755	53,755	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	14,280	13,561	718
その他有価証券	126,369	126,369	
(3) 貸出金	630,045		
貸倒引当金(*1)	7,645		
	622,399	629,755	7,355
(4) 劣後受益権	11,147	11,147	
資産計	827,952	834,589	6,637
(1) 預金	794,668	795,823	1,155
(2) 社債	10,000	9,819	180
負債計	804,668	805,643	974
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	51	51	
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	
デリバティブ取引計	51	51	

- (*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

<u>資 産</u>

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、満期までの約定期間がすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債は、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに発行体の信用格付に応じた信用スプレッドを加味したイールドカーブで割り引いて時価を算出しております。

EDINET提出書類 株式会社 鳥取銀行(E03582)

四半期報告書

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は905百万円増加、「繰延税金資産」は365百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は539百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティをもとに、将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し算出した現在価値であり、国債の利回り、スワップション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(4) 劣後受益権

劣後受益権については、住宅ローン債権流動化に際して、デフォルトの状況や金利動向などの要因を加味した将来キャッシュ・フローに基づいて対象債権の時価を合理的に算定し、これを債権消滅後の残存部分に配分した額を連結貸借対照表計上額としております。デフォルトの状況や金利動向について、債権流動化実行後に大きな変動がないことから、時価は簿価計上額と近似していると考えられ、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 社債

当行の発行する社債の時価は、外部機関から提示された価格によっております。

<u>デリバティブ取引</u>

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式(*1)	1,834
組合出資金(*2)	275
合計	2,110

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時 価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注2)参照)。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	36,598	36,598	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	14,753	13,986	766
その他有価証券	172,130	172,130	
(3) 貸出金	623,714		
貸倒引当金(*1)	7,835		
	615,878	624,996	9,118
(4) 劣後受益権	11,006	11,006	
上記資産計	850,367	858,719	8,351
(1) 預金	822,042	823,071	1,029
(2) 社債	10,000	9,990	9
上記負債計	832,042	833,062	1,019
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	18	18	
ヘッジ会計が適用されているもの	1	1	
デリバティブ取引計	20	20	

- (*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

<u>資_産</u>

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、満期までの約定期間がすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債は、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに発行体の信用格付に応じた信用スプレッドを加味したイールドカープで割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は389百万円増加、「繰延税金資産」は157百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は231百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティをもとに、将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し算出した現在価値であり、国債の利回り、スワップション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(4) 劣後受益権

劣後受益権については、住宅ローン債権流動化に際して、デフォルトの状況や金利動向などの要因を加味した将来キャッシュ・フローに基づいて対象債権の時価を合理的に算定し、これを債権消滅後の残存部分に配分した額を中間連結貸借対照表計上額としております。デフォルトの状況や金利動向について、債権流動化実行後に大きな変動がないことから、時価は簿価計上額と近似していると考えられ、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 社債

当行の発行する社債の時価は、外部機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

EDINET提出書類 株式会社 鳥取銀行(E03582)

四半期報告書

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式(*1)(*2)	1,857
組合出資金(*3)	265
合計	2,123

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時 価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について13百万円減損処理を行っております。
- (*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

<u>次へ</u>

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債			
	地方債			
	短期社債			
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	7,370	7,425	55
	その他	1,000	1,000	0
	外国債券	1,000	1,000	0
	小計	8,370	8,425	55
	国債			
	地方債			
	短期社債			
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	2,910	2,892	17
	その他	3,000	2,243	756
	外国債券	3,000	2,243	756
	小計	5,910	5,135	774
合計		14,280	13,561	718

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	755	503	251
	債券	65,681	64,956	725
	国債	61,096	60,400	695
	地方債			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	短期社債			
INTO STATE OF THE	社債	4,585	4,555	29
	その他	35	34	1
	外国債券			
	小計	66,472	65,494	978
	株式	5,282	8,604	3,322
	債券	30,082	30,301	218
	国債	15,357	15,469	112
	地方債	3,978	4,010	31
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	短期社債			
INTO MANAGEMENT OF THE PROPERTY OF THE PROPERT	社債	10,747	10,821	74
	その他	24,531	32,541	8,009
	外国債券	16,238	20,289	4,050
	小計	59,896	71,447	11,550
合計		126,369	136,941	10,572

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、124百万円(うち、株式124百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて 50%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものと見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債			
	地方債			
	短期社債			
│ 時価が中間連結貸借対照表 │ 計上額を超えるもの	社債	7,023	7,056	33
	その他	1,000	1,002	2
	外国債券	1,000	1,002	2
	小計	8,023	8,058	35
	国債			
	地方債			
	短期社債			
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	3,730	3,710	19
HI THE CREATE OF 1 COS	その他	3,000	2,216	783
	外国債券	3,000	2,216	783
	小計	6,730	5,927	802
合計		14,753	13,986	766

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	620	414	205
	債券	114,720	114,169	550
	国債	59,536	59,095	441
	地方債	31,107	31,075	32
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	短期社債			
	社債	24,075	23,998	77
	その他			
	外国債券			
	小計	115,340	114,583	756
	株式	7,119	11,025	3,905
	債券	25,300	25,327	27
	国債	5,000	5,005	4
	地方債	8,094	8,100	5
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	短期社債			
	社債	12,204	12,221	16
	その他	24,370	32,425	8,055
	外国債券	15,711	18,899	3,187
	小計	56,790	68,778	11,987
合計		172,130	183,362	11,231

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、103百万円(うち、株式103百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて 50%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものと見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。



(金銭の信託関係)

前連結会計年度

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在) 満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在) その他の金銭の信託は保有しておりません。

当中間連結会計期間

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在) 満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在) その他の金銭の信託は保有しておりません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	10,572
その他有価証券	10,572
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	4,274
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,297
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	6,296

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	11,231
その他有価証券	11,231
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	4,540
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,690
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	6,689

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	金利スワップ				
庄 語	受取固定・支払変動	2,150	1,550	39	39
店頭	受取変動・支払固定	2,150	1,550	28	28
	合計	4,300	3,100	10	10

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨スワップ	9,291	2,606	1	1
	為替予約				
店頭	売建	3,992		65	65
	買建	63		1	1
	合計			62	62

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在) 該当ありません。
 - (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)該当ありません。
 - (5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)該当ありません。
 - (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在) 該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
	金利スワップ				
原則的処理方法	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
0 11 7	金利スワップ				
金利スワップの特例 処理	受取固定・支払変動	預金	588	588	6
	受取変動・支払固定	貸出金	37,473	37,473	584
	合計		38,061	38,061	577

- (注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金、 有価証券、預金、外 国為替等	119		0
	合計				0

- (注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在) 該当ありません。
 - (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)該当ありません。

当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,300	1,300	30	30
店頭	受取変動・支払固定	1,300	1,300	23	23
	合計	2,600	2,600	7	7

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨スワップ	4,449		0	0
	為替予約				
店頭	売建	3,968		11	11
	買建	108		1	1
	合計			11	11

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在) 該当ありません。
 - (4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在) 該当ありません。
 - (5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在) 該当ありません。
 - (6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在) 該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
	金利スワップ				
原則的処理方法	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
0 11 7	金利スワップ				
金利スワップの特例 処理	受取固定・支払変動	預金	582	582	4
	受取変動・支払固定	貸出金	37,023	37,023	1,194
	合計		37,605	37,605	1,189

- (注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金、 有価証券、預金、外 国為替等	118		1
	合計				1

- (注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在) 該当ありません。
 - (4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)該当ありません。

<u>前へ</u> 次へ

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高9百万円有形固定資産の取得に伴う増加額百万円その他増減額(は減少)0百万円期末残高8百万円

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 8百万円 有形固定資産の取得に伴う増加額 百万円 その他増減額(は減少) 0百万円 当中間連結会計期間末残高 8百万円

(賃貸等不動産関係) 前連結会計年度(平成23年3月31日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日) 該当事項はありません。

<u>前へ</u>

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、企業集団としての経営の見地から、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業」、「カード事業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務を中心とした銀行業務及びクレジットカード業務以外の金融サービス業務を行っております。「カード事業」はクレジットカード業務を行っております。

- 2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告セグメント間の取引は主に貸出取引及び預金取引であり、一般的取引条件と同様に決定しており ます。
- 3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント(百万円)			調整額	中間連結財務 諸表計上額
	銀行業	カード事業	合計	(百万円)	(百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	9,069	176	9,246		9,246
(2) セグメント間の内部経常収益	16	2	18	18	
計	9,086	178	9,265	18	9,246
セグメント利益	1,129	8	1,138	0	1,138
セグメント資産	844,424	1,563	845,988	1,070	844,917
セグメント負債	810,824	1,349	812,173	1,071	811,102
その他の項目					
減価償却費	264	0	265		265
資金運用収益	6,858	68	6,926	9	6,917
資金調達費用	1,011	9	1,020	9	1,011
持分法投資利益	14		14		14
持分法適用会社への投資額	351	1	353		353
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	656	0	657		657

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、セグメント利益と中間連結損益計算書の経常利益計上額の差異について記載しております。
 - 2 調整額は以下のとおりであります。
 - (1) セグメント利益の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去 0百万円であります。
 - (2) セグメント資産の調整額 1,070百万円には、セグメント間債権債務消去 1,071百万円が含まれています。
 - (3) セグメント負債の調整額 1,071百万円は、セグメント間債権債務消去 1,071百万円であります。
 - (4) 資金運用収益の調整額 9百万円は、セグメント間取引消去 9百万円であります。
 - (5) 資金調達費用の調整額 9百万円は、セグメント間取引消去 9百万円であります。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、企業集団としての経営の見地から、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業」、「カード事業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務を中心とした銀行業務及びクレジットカード業務以外の金融サービス業務を行っております。「カード事業」はクレジットカード業務を行っております。

- 2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告セグメント間の取引は主に貸出取引及び預金取引であり、一般的取引条件と同様に決定しており ます。
- 3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	報告	 セグメント(百7	調整額	中間連結財務	
	銀行業	カード事業	合計	(百万円)	諸表計上額 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	8,592	174	8,766		8,766
(2) セグメント間の内部経常収益	14	3	17	17	
計	8,606	177	8,784	17	8,766
セグメント利益	599	15	615	0	614
セグメント資産	885,666	1,457	887,123	918	886,205
セグメント負債	852,616	1,224	853,840	919	852,920
その他の項目					
減価償却費	307	0	307		307
資金運用収益	6,514	53	6,568	7	6,560
資金調達費用	936	7	943	7	936
持分法投資利益	8		8		8
持分法適用会社への投資額	184	2	186		186
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	873		873		873

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、セグメント利益と中間連結損益計算書の経常利益計上額の差異について記載しております。
 - 2 調整額は以下のとおりであります。
 - (1) セグメント利益の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去 0百万円であります。
 - (2) セグメント資産の調整額 918百万円には、セグメント間債権債務消去 919百万円が含まれています。
 - (3) セグメント負債の調整額 919百万円は、セグメント間債権債務消去 919百万円であります。
 - (4) 資金運用収益の調整額 7百万円は、セグメント間取引消去 7百万円であります。
 - (5) 資金調達費用の調整額 7百万円は、セグメント間取引消去 7百万円であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
外部顧客に対する 経常収益	6,021	1,578	1,646	9,246

⁽注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額すべてが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
外部顧客に対する 経常収益	5,750	1,497	1,518	8,766

⁽注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額すべてが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

	報告セグメント(百万円)					
	銀行業	カード事業	合計			
減損損失	5		5			

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

	報告セグメント(百万円)					
	銀行業	カード事業	合計			
減損損失	3		3			

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	円	353.38	351.76

2 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算 定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	7.50	3.42
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	714	324
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	714	324
普通株式の期中平均株式数	千株	95,193	94.898
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	6.16	2.81
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	20,684	20,571
(新株予約権)	千株	(20,684)	(20,571)

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】 (1)【中間貸借対照表】

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	53,754	36,597
買入金銭債権	111	88
有価証券	1, 7, 15	1, 7, 15 188,909
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8	2, 3, 4, 5, 6, 8 623,929
外国為替	₆ 571	₆ 397
その他資産	₇ 15,023	₇ 14,476
有形固定資産	9, 10, 11 11,525	9, 10, 11 12,130
無形固定資産	406	358
繰延税金資産	10,856	11,295
支払承諾見返	5,744	5,343
貸倒引当金	7,669	7,857
投資損失引当金	56	75
資産の部合計	863,207	885,594
負債の部		
預金	794,751	₇ 822,085
譲渡性預金	-	1,800
コールマネー	351	58
借用金	4,804	7, 12 4,867
外国為替	1	-
社債	10,000	10,000
新株予約権付社債	13, 14 6,888	-
その他負債	4,134	5,349
未払法人税等	42	461
リース債務	774	1,245
その他の負債	3,317	3,642
賞与引当金	475	437
退職給付引当金	1,688	1,688
偶発損失引当金	109	152
睡眠預金払戻損失引当金	34	34
再評価に係る繰延税金負債	846	846
支払承諾	5,744	5,343
負債の部合計	829,831	852,663

EDINET提出書類 株式会社 鳥取銀行(E03582)

四半期報告書

		· ·
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	9,061	9,061
資本剰余金	6,452	6,452
資本準備金	6,452	6,452
利益剰余金	23,722	23,794
利益準備金	2,628	2,628
その他利益剰余金	21,094	21,166
別途積立金	19,645	20,645
繰越利益剰余金	1,449	521
自己株式	381	507
株主資本合計	38,855	38,802
その他有価証券評価差額金	6,297	6,690
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	819	819
評価・換算差額等合計	5,478	5,871
純資産の部合計	33,376	32,930
負債及び純資産の部合計	863,207	885,594

(2)【中間損益計算書】

		•
	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	9,072	8,599
資金運用収益	6,858	6,514
(うち貸出金利息)	5,971	5,701
(うち有価証券利息配当金)	691	660
役務取引等収益	1,162	1,099
その他業務収益	866	817
その他経常収益	185	167
経常費用	7,965	8,011
資金調達費用	1,011	936
(うち預金利息)	701	564
役務取引等費用	610	586
その他業務費用	349	54
営業経費	2 5,320	2 5,409
その他経常費用	₃ 673	3 1,024
経常利益	1,106	587
特別利益	33	-
特別損失	5 19	5 9
税引前中間純利益	1,121	578
法人税、住民税及び事業税	206	440
法人税等調整額	225	172
法人税等合計	432	268
中間純利益	689	309

(単位:百万円)

521

(3)【中間株主資本等変動計算書】

当中間期末残高

当中間会計期間 前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 株主資本 資本金 当期首残高 9,061 9,061 当中間期変動額 当中間期変動額合計 _ 当中間期末残高 9,061 9,061 資本剰余金 資本準備金 当期首残高 6,452 6,452 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 6,452 6,452 資本剰余金合計 当期首残高 6,452 6,452 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 6,452 6,452 利益剰余金 利益準備金 当期首残高 2,628 2,628 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 2,628 2,628 その他利益剰余金 別途積立金 当期首残高 18,645 19,645 当中間期変動額 剰余金の配当 1.000 1.000 当中間期変動額合計 1,000 1,000 当中間期末残高 19,645 20,645 繰越利益剰余金 当期首残高 1,571 1,449 当中間期変動額 剰余金の配当 1,237 1,237 中間純利益 689 309 自己株式の処分 0 当中間期変動額合計 548 928

1,022

EDINET提出書類 株式会社 鳥取銀行(E03582)

四半期報告書

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	22,844	23,722
当中間期変動額		
剰余金の配当	237	237
中間純利益	689	309
自己株式の処分		0
当中間期変動額合計	451	71
当中間期末残高	23,295	23,794
自己株式		
当期首残高	378	381
当中間期変動額		
自己株式の取得	1	125
自己株式の処分	-	0
当中間期変動額合計	1	125
当中間期末残高	379	507
株主資本合計		
当期首残高	37,980	38,855
当中間期変動額		
剰余金の配当	237	237
中間純利益	689	309
自己株式の取得	1	125
自己株式の処分	-	0
当中間期変動額合計	449	53
当中間期末残高	38,430	38,802
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5,309	6,297
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	442	392
当中間期変動額合計	442	392
当中間期末残高	5,751	6,690
繰延ヘッジ損益	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

EDINET提出書類 株式会社 鳥取銀行(E03582)

32,930

四半期報告書 (単位:百万円)

		(十四・口/111)
	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
土地再評価差額金		
当期首残高	822	819
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	-	-
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	822	819
評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,485	5,478
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	442	392
当中間期変動額合計	442	392
当中間期末残高	4,928	5,871
純資産合計		
当期首残高	33,494	33,376
当中間期変動額		
剰余金の配当	237	237
中間純利益	689	309
自己株式の取得	1	125
自己株式の処分	-	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純 額)	442	392
当中間期変動額合計	7	445

33,501

当中間期末残高

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1 商品有価証券の評価基準及 び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	
2 有価証券の評価基準及び評価方法 価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	
3 デリバティブ取引の評価基 準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物 (建物附属設備を除く)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額 を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりで あります。 建物 6年~50年 その他 2年~20年	
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び 「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法 によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の 取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としており ます。	
5 繰延資産の処理方法	株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。	
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,435百万円(前事業年度末は6,171百万円)であります。	

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社 の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与
	の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末におけ る退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末におい て発生していると認められる額を計上しております。
	また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 りであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数
	(5年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年 数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生 の翌事業年度から費用処理
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者から の払戻損失に備えるため、過去実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上 しております。
	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度の導入により、将来発生 する負担金の支払に備えるため、必要額を計上しております。
7 外貨建資産及び負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しており ます。
8 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱
	い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査 委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。
	ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、 ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等 を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。ま
	た、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ 手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしておりま す。
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の
	方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、
	外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨 建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在する
	ことを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用 に計上しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計土協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間の「償却債権取立益」及び「投資損失引当金戻入益」については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)

- 1 関係会社の株式(及び出資金)総額 374百万円
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,851百万円、延滞 債権額は12,929百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は208百万円 であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの であります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は501百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,491百万円で あります。

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金 控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,983百万円であります。

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

- 1 関係会社の株式(及び出資額)総額 359百万円
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,370百万円、延滞 債権額は14,244百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は512百万円 であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの であります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は616百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、 延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないもの であります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,744百万円で あります。

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金 控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,785百万円であります。

前事業年度 (平成23年3月31日)

7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

有価証券 21,393百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,633百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券24,692百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は347百万円であります。

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、185,202百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが185,202百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事的を含む、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 9 有形固定資産の減価償却累計額 8,495百万円
- 10 有形固定資産の圧縮記帳額 3,041百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)
- 11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

3,815百万円

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

有価証券 17,804百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,339百万円 借用金 1,760百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券25,802百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は346百万円であります。

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、179,094百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが179,094百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じておいます

- 9 有形固定資産の減価償却累計額 8,541百万円
- 10 有形固定資産の圧縮記帳額 3,040百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)
- 11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土 地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該 事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差 額 3,985百万円

ı	前事業年度	当中間会計期間
l	(平成23年3月31日)	(平成23年9月30日)
	12 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位	12 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位
	である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000	である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000
	百万円が含まれております。	百万円が含まれております。
	13 新株予約権付社債は、120%コールオプション条項	
	付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後	
	特約及び転換価額下方修正条項付)6,888百万円であ	
	ります。	
	14 社債及び新株予約権付社債は、いずれも劣後特約	14 社債は、劣後特約付社債であります。
	付社債であります。	
	15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商	15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商
	品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の	品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の
ı	保証債務の額は10,280百万円であります。	保証債務の額は10,753百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	1 その他経常収益には、償却債権取立益18百万円を 含んでおります。
2 減価償却実施額は下記のとおりであります。	2 減価償却実施額は下記のとおりであります。
有形固定資産 179百万円	有形固定資産 233百万円
無形固定資産 85百万円	無形固定資産 74百万円
3 その他経常費用には、貸出金償却59百万円、貸倒引	3 その他経常費用には、貸出金償却60百万円、貸倒引
当金繰入額337百万円及び株式等償却128百万円を含	当金繰入額724百万円及び株式等償却107百万円を含
んでおります。	んでおります。
4 特別利益は、投資損失引当金戻入益7百万円及び	
償却債権取立益26百万円であります。	
5 特別損失は、過年度分資産除去債務の費用処理9	5 特別損失は、固定資産処分損6百万円及び減損損
百万円、固定資産処分損4百万円及び減損損失5百	失3百万円であります。
万円であります。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	999	7		1,007
合計	999	7		1,007

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加7千株は、単元未満株式の買取による増加7千株であります。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	1,017	788	0	1,805
合計	1,017	788	0	1,805

⁽注) 普通株式の自己株式の株式数の増加788千株は、自己株式の取得による増加785千株及び単元未満株式の買取による増加3千株であります。同じく減少の0千株は、単元未満株式の売渡による減少0千株であります。

(リース取引関係)

- 1 ファイナンス・リース取引
 - (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として、電子機器及び車両であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として、電子機器及び車両であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

EDINET提出書類

株式会社 鳥取銀行(E03582) 四半期報告書

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取 引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	422	321		100
無形固定資産				
合計	422	321		100

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

				<u> </u>
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	377	317		60
無形固定資産				
合計	377	317		60

未経過リース料期末残高相当額

(単位・百万円)

		(ギロ・ロカロ)
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
1 年内	81	61
1 年超	29	5
合計	110	67

リース資産減損勘定期末残高 前事業年度(平成23年3月31日) 該当ありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日) 該当ありません。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

		<u>(半位・日ハロ)</u>
	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	49	45
リース資産減損勘定の取崩額		
減価償却費相当額	43	40
支払利息相当額	4	2
減損損失		

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配 分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

前事業年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

該当ありません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	88
関連会社株式	184
合計	272

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	
子会社株式	88	
関連会社株式	184	
合計	272	

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高9百万円有形固定資産の取得に伴う増加額百万円その他増減額(は減少)0百万円期末残高8百万円

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高8百万円有形固定資産の取得に伴う増加額百万円その他増減額(は減少)0百万円当中間会計期間未残高8百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	7.23	3.26
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	689	309
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	689	309
普通株式の期中平均株式数	千株	95,196	94,901
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	5.94	2.68
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	20,684	20,571
(新株予約権)	千株	(20,684)	(20,571)

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月14日開催の取締役会において、第148期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額

235百万円

1株当たりの中間配当金

2 円50銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日

平成23年12月9日

(注) 平成23年9月30日現在の株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社鳥取銀行 取締役会 御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 茂 善 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社鳥取銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社鳥取銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が中間連結財務諸 表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社鳥取銀行 取締役会 御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 田 茂 善 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 泉 淳 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社鳥取銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第148期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社鳥取銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。